



化学物質環境実態調査費及びP R T R 制度運用・データ活用事業 (うち化学物質環境実態調査費)

平成30年度要求額
626百万円 (469百万円)
うち414百万円 (319百万円)

背景・目的

化学物質審査規制法（化審法）における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法（化管法）における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ（化学物質の残留状況）を得るための調査である。

調査対象となる化学物質について、化審法における優先評価化学物質の増加（平成25年：140物質→平成29年：201物質）に対応する必要がある。

事業概要

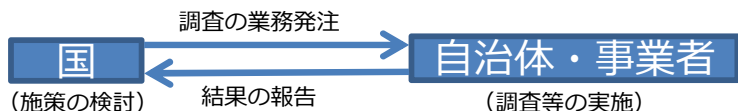
環境省内の化学物質管理施策を行っている部署から要望があった物質について、分析法を開発し、全国各地の一般環境での環境媒体（水質、底質、大気、生物等）を採取・分析し、調査物質の残留実態を把握する。

調査結果については、精査・解析を行い、要望を受けた部署にフィードバックし、各種の化学物質対策関連の施策に活用される。

特に、国際的な関心が高まっている環境中の医薬品等（PPCPs：Pharmaceuticals and Personal Care Products）についても実態を調査し、対応の必要性を検討する。

また、これまでの調査結果のデータベースを構築し、官民の研究機関のデータの利活用を可能にするとともに、最新の科学的知見を踏まえた分析法（例：ノンターゲット分析法）の活用についても検討する。

事業スキーム



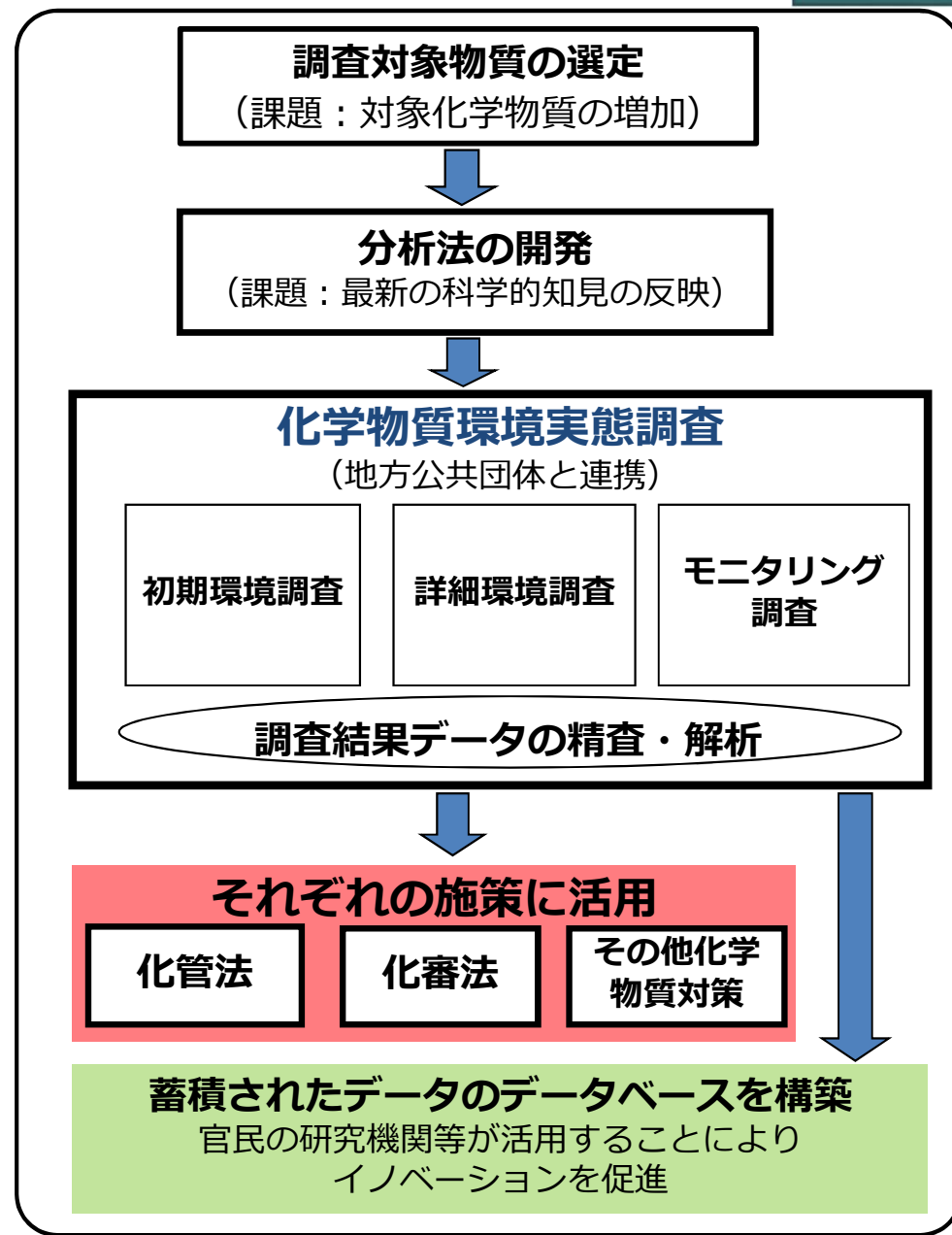
期待される効果

有害性の高い化学物質の環境汚染状況を速やかに把握することにより、環境リスクの評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止に貢献する。

化学物質の環境中濃度のデータベースの利活用を通じて、環境に配慮した化学物質の開発等のイノベーションが期待される。

事業目的・概要等

イメージ



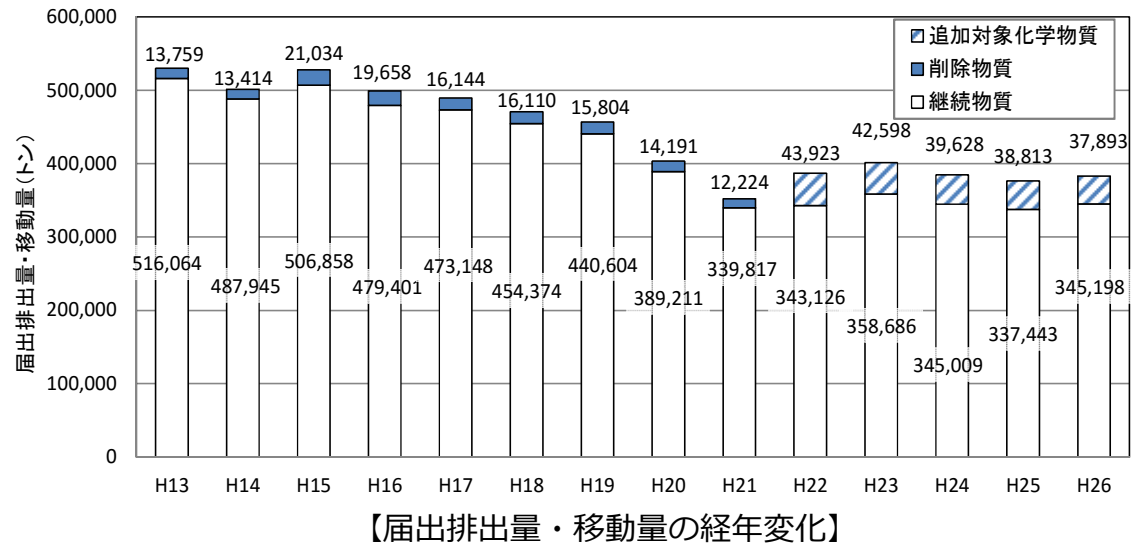


化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業 (うちPRTR制度運用・データ活用事業)

平成30年度要求額
626百万円(469百万円)
うち212百万円(150百万円)

背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。
- 平成28年度より制度見直しに向けた検討経費を計上しているが、規制改革会議に登録されている規制見直し時期(平成30年度)を迎えるところ、施行を見据えた詳細な検討や、制度見直しの結果を踏まえた各種マニュアルの整備等が必要。
- WSSD2020目標(※)の達成や2020年以降の目標の策定を見据えて、必要な対策についても検討を行う。
※2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響を最小化することを目指す。



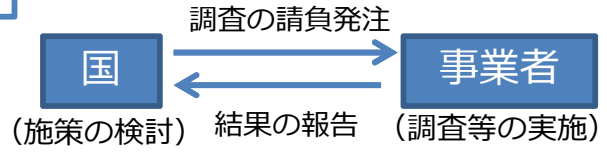
事業概要

- PRTR制度の運用及び見直しの検討
 - 化管法の制度見直しに関する検討
 - 点源排出量・移動量算出方法等検討
 - 非点源排出量推計方法等検討及び推計の実施
 - データ集計システム運用
 - データ管理・公表・開示システム運用等
 - PRTR制度周知・活用促進事業
- PRTRデータを活用したリスク低減の推進
 - PRTRデータ国際動向実態把握等
 - 化学物質管理状況実態等把握・改善検討

平成30年度において取り組むべき事項

- ◆ 新たな措置を含めた制度見直しに関する詳細な検討・調査の強化
- ◆ 対象物質の見直しに向けた有害性・曝露情報の最新の知見の調査
- ◆ 算出マニュアルの改定案の作成等
- ◆ セキュリティ担保のための改修や政府共通PFへの移行準備
- ◆ PRTR制度等の情報の海外への発信

スキーム



期待される効果

○ 平成32年(2020)の施行を見据え、制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。